

秋田市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第40号

秋田市職員定数条例の一部を改正する条例

秋田市職員定数条例（昭和24年秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「1,629人」を「1,740人」に改め、同条第2号中「218人」を「203人」に改め、同条第8号中「461人」を「330人」に改め、同条第9号中「410人」を「445人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。